令和　8　年度

自　動　車　修　繕　等　単　価　契　約

共　　通　　仕　　様　　書

国　土　交　通　省

北　海　道　開　発　局

自動車修繕等単価契約共通仕様書

第　１　章　　総　　則 ---------- P1

第　２　章　　修　　繕 ---------- P8

第　３　章　　適　用　要　領 ---------- P11

第　４　章　　書　類　関　係 ---------- P41

別　　紙　　機械分類一覧

第１章　　総　　則

本共通仕様書は、国土交通省北海道開発局が管理する自動車類、建設機械類及び特殊機械類（以下、「機械」という。）の定期点検、継続検査、修理、部品等の交換、塗装、輸送等（以下、「修繕」という。）及び各種申請に係る事務手続きに関し、本契約の履行に係る一般事項を定めるものである。

１－１　用語の定義

本共通仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）「契約図書」とは、自動車修繕等単価契約書、公示用設計書、共通仕様書及びその他これらを補足する書類をいう。

（２）「監督職員」とは、主任監督員及び監督員であり、監督を実施する発注者の担当職員をいう。なお、主任監督員は、監督員に対する指揮・指導及び監督業務の管理を実施するものとし、監督員は、受注者に対する指示、承諾、協議、工程管理、立会（遠隔臨場を含む）、中間確認及び完了確認を実施するものをいう。ただし、主任監督員は、監督員が不在等の場合、監督員の業務を行うことができるものとする。

（３）「検査職員」とは、契約書に基づく検査を行う発注者の担当職員をいう。

（４）「定期点検」とは、一定の周期と手順に従って機械を点検し、不具合の生じる可能性がある箇所を調整又は交換する作業、及び機械の維持管理上必要な保守点検作業をいう。

（５）「継続検査」とは、自動車検査証の有効期間満了後も引き続き自動車を使用する際に受ける検査をいう。

（６）「修理」とは、故障した機械に対し、その機能を回復させるために行う作業をいう。

（７）「中間確認」とは、修繕が完了する前に、その内容を確認することをいう。

（８）「完了確認」とは、完了した修繕に対し、その履行を確認することをいう。

（９）「修繕責任者」とは、受注者の修繕作業の履行にあたる責任を負う者をいう。

（１０）「自動車類」、「建設機械類」、「特殊機械類」とは、別紙、機械分類一覧に定めるとおりとする。

１－２　契約図書の疑義

受注者は、本契約において契約書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、協議書（様式－９）により速やかに監督職員と協議するものとする。

１－３　修繕の対象機械

（１）　修繕の対象機械は公示用設計書により明示するものとする。

対象機械の受渡場所は、その機械の配置場所とする。ただし、別途、監督職員から指示があった場合は、その指示によるものとする。

（２）　対象機械には本体に付属する作業装置及び機器を含むものとする。

（３）　対象機械の台数の変更又は対象機械の追加があった場合は、発注者から別途通知するものとする。

１－４　修繕の実施場所

実施場所は受注者の工場又は監督職員の指定した場所とする。

１－５　受注者の義務

（１）　受注者は、監督職員が予め配布する電子データの様式（Microsoft Excel 等）にて書類を作成し、適宜提出するものとする。なお、修繕完了時に電子データを提出するものとする。

提出する電子データは、ウィルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、ウィルスチェックを行うものとする。

（２）　受注者は、契約締結後に定期整備工程表（様式－１）、修繕責任者通知書（様式－２）及び緊急時の体制（様式－３）を監督職員に提出するものとする。

（３）　受注者は、本契約において発注者が緊急を要する修理を要請した場合、休日夜間等においても迅速な修繕作業を行う体制を取るものとする。

（４）　受注者は、契約書第５条に定める修繕物件等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、申請書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。ただし、修繕物件等の軽微な部分を委任し、請け負わせようとするときは、この限りではない。なお、軽微な部分とは、タイヤの脱着・組替・修理、電装品（オルタネータ、セルモータ、標識装置、センサー、車載装置、コンピュータ制御装置）の点検・修理、噴射ポンプ・ラジエータ・作業装置の点検・修理、輸送などをいう。

（５）　受注者は、契約期間内において契約図書に明示した対象機械の修繕を発注書（当初・追加）（様式－４）に基づき行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者は口頭にて指示等を行う場合がある。この場合において、発注者より指示後７日以内に発注書（当初・追加）（様式－４）の交付が無かった場合、これを交付請求すること。

（６）受注者は、発注書（当初・追加）（様式－４）の記載内容又は口頭による指示等に関わらず、修繕時に気付いた故障箇所又はその恐れのある箇所を発見した場合は、監督職員に報告しなければならない。

（７）　受注者は、監督職員から修繕内容が記載された発注書(当初・追加)(様式－４)の受領後、機械の受け取り時に、保管及び引渡書（様式－５）を監督職員に提出するものとする。

なお、受注者は、発注者に当該機械を納入するまで、その機械を自らの責任で管理

するものとする。

ただし、当日中に修繕の完了が可能な場合は、保管及び引渡書（様式－５）の提出を省略することができるものとする。

（８）　受注者は、発注書（当初・追加）（様式－４）に基づき修繕を行うものとする。また、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）を監督職員に提出し、作業内容の実施について確認を受けるものとする。ただし追加発注が無く、難易度が高い修繕※に当たらないものについて、監督職員の承諾を得た場合は、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）を省略できるものとする。なお、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）で確認した発注内容に変更が生じる場合は、速やかに監督職員へ原因や概算額の報告、状況を確認できる写真等を提出し、作業の指示を受けるものとする。

※「難易度が高い修繕」とは、ミッションの分解整備、エンジンの分解整備、作業装置の分解整備を含む難易度の高い作業を言う。

（９）　受注者は、修繕の履行と交換した部品や材料を確認できる写真を自動車修繕等単価契約写真撮影基準に従い撮影しなければならない。なお、写真による確認ができない場合は、必要に応じて、動画を記録するものとする。

（１０）　受注者は、修繕完了時に上記（９）により撮影した記録写真・動画（以下、記録写真等）を提出するものとする。

記録写真等を電子媒体で提出する場合は、Microsoft Windows に標準でインストールされているソフトにて再生可能なファイルを CD-R・DVD-R 等に格納し提出するものとする。

提出する記録写真等は修繕内容を容易に確認可能となるように整理の上、提出すること。（整理方法は任意、参考様式　記録写真帳を参照）

ただし、監督職員が中間・完了確認で立会した状況写真を提出することにより、作業項目毎の記録写真帳を以下のように省略することができる。

・作業項目毎の記録写真帳を作成は不要とし、電子媒体にて提出すること

（１１）　クレーン装置等の労働安全衛生法及び人事院規則に定期検査の定めがあるものについては、有資格者による検査と指定する様式による検査の報告を行うものとする。

（１２）　受注者は、修繕の実施にともなって生じた損害等の負担に対する責任を負うものとする。

（１３）　受注者は、修繕で使用した燃料を補充しなければならない。

（１４）　受注者は、輸送中の事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員の指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

１－６　監　　督

（１）　監督職員は、中間確認や完了確認のため受注者に書類提出や立会を求めることができるものとする。なお、受注者は、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）、写

真等、その他の書類に基づき、立会（遠隔臨場を含む）又は机上により確認を受けるものとする。

なお遠隔臨場とは、自動車修繕等単価契約の監督職員が、中間確認及び完了確認のほか工場立会を必要とした場合、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）機器及びWeb会議システム等を用いて確認行為を行うことをいう。

（２）　主任監督員は、契約後速やかに、修繕全般に係る注意事項、留意点、写真撮影基準に基づく写真撮影の範囲、頻度、方法（撮影年度の確認方法を含む）について受注者と協議するものとする。

■参加者

受注者：修繕責任者、受注者の代表者（代理も可）

発注者：主任監督員、監督員　※必要に応じ他の者が参加する場合がある

■実施時期

修繕着手前

１－７　修繕項目の変更

修繕の変更について監督職員と受注者が確認、協議、承諾した結果を作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）に記録するものとする。なお、修繕作業内容等に変更が生じる場合は発注書（当初・追加）（様式－４）により発注を行うものとする。

１－８　完了確認

受注者は、契約書に基づく検査の実施前に自動車修繕等完了届　（様式－７）及び自動車修繕等完了届内訳書（様式－８）を監督職員に提出し完了確認を受けるものとする。

なお、自動車修繕等完了届（様式－７）には下記の書類等を添付するものとする。

①　記録写真等
②　部品の価格を確認できる書類（部品価格表等）
③　定期点検整備記録簿の写し
④　自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
⑤　自動車損害賠償責任保険証明書の写し
⑥　特定自主検査記録表
⑦　その他監督職員が指示するもの

ここで、③は12ヶ月又は24ヶ月点検を行った修繕の場合、④⑤は継続検査等を行った修繕の場合、⑥は特定自主検査を行った修繕の場合に添付するものとする。

１－９　契約書に基づく検査

　契約書に基づく検査は、修繕物件の納入があった日から起算して、１０日以内に検査職員が実施するものとする。

（１）　契約書に基づく検査は納入場所において実施するものとする。ただし、別途、監督職員の指定があった場合は指定場所において実施するものとする。

（２）　受注者は、検査職員が臨場して検査を行う場合、原則検査に立会しなければならない。なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

（３）　受注者は、契約書に基づく検査に必要な試運転要員及び測定要員並びに関係書類、その他必要な一切の準備をするものとする。

　なお、契約書に基づく検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

１－１０　貸　　与

（１）　受注者は、貸与品を善良な管理の注意を持って管理しなければならない。

（２）　受注者は貸与品を返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで貸与品の損失に対する責任を免れることは出来ないものとする。

（３）　受注者は、貸与品を他の修繕・工事・業務等に流用してはならない。

（４）　貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－１１　施設の立ち入り等

（１）　受注者は、当局施設に立ち入る場合、監督職員に報告し指示を受けると共に関係者と十分な協調を保ち円滑に進捗するよう努めなければならない。

（２）　受注者は、当局施設に立ち入る場合、善良な管理の注意をもって施設設備等の取扱を行わなければならない。

（３）　当局施設への立ち入りは、受注者自ら立会するものとする。

１－１２　発生材の処理

　発生材は全て受注者の負担で適正に処理するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合はこの限りではない。

１－１３　保　　証

　本契約に基づき修繕を実施した箇所の保証は、取り扱い不良に起因する故障を除き、納入後６ヶ月間とする。

　なお、上記による場合、機械の搬入搬出及び修繕に係わる一切の費用は受注者の負担とする。

１－１４　安全対策

受注者は、修繕を実施するに当たり必要な保安措置について、関係法令等を遵守するものとする。

１－１５　関係法令等の遵守

受注者は、下記の関係法令等に定めてあるものについて遵守するものとする。

また、下記ホ．に基づき、定期検査を実施するものは、その結果について記録を提出しなければならない。

イ．道路運送車両法（昭和２６年６月１日法第１８５号）

ロ．道路運送車両の保安基準（昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号）

ハ．自動車点検基準（昭和２６年８月１０日運輸省令第７０号）

ニ．道路法(昭和２７年６月１０日法律第１８０号)

ホ．人事院規則１０－４第３２条及び労働安全衛生法

ヘ．その他関連する法令、通達、人事院規則等

１－１６　情報共有システム（ＡＳＰ）について

（１）　本契約は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム（ＡＳＰ）を使用する場合がある。

（２）　本契約で監督職員及び受注者が使用する情報共有システムサービス提供者との契約は、受注者が行うことを基本とする。　なお、別途契約で発注者が既に使用している情報共有システムの利用を協議する場合がある。

１－１７　その他

継続検査の際に必要となる自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車重量税印紙は、発注者が用意したものを使用することとする。

ただし、自動車重量税印紙について発注者と協議の上、合意した場合に限り、受注者がこれを予め用意し、継続検査手続きを行うものとする。

１－１８　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

①　自動車修繕等単価契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

②　前項の規定により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③　前２項に規定する行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。

④　自動車修繕等単価契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第２章　　修　　繕

本章は、修繕の一般事項を定めるものである。

修繕は全て契約図書及び監督職員の指示に従って行うものとする。

なお、発注された事項以外に必要な修繕箇所を発見した場合は直ちに監督職員に報告し、発注を受けてから作業を行うものとする。

２－１　適用すべき諸基準

自動車整備標準作業点数表（定期点検編）［日本自動車整備振興会連合会］
自動車整備標準作業点数表（乗用車編）　［日本自動車整備振興会連合会］
自動車整備標準作業点数表（貨物車編）　［日本自動車整備振興会連合会］
建設機械整備標準作業工数表（維持用機械編）　（災害対策用機械編）
［建設機械整備工数委員会］
建設機械整備標準作業工数表（除雪機械編）　［建設機械整備技術委員会］

※　自動車整備標準作業点数表は、日本自動車整備振興会連合会が運営する「FAINES」により提供される電子版を含むものとする。

２－２　修繕の労務

（１）　修繕の労務単価には、諸経費（工場間接費、一般管理費、修繕単価契約関連書類作成費、継続検査に必要な経費（検査に係る手数料や書類作成の外注費用等を含む）、移動に必要なライトバン等の損料、修繕に伴い必要な燃料費）が含まれているものとする。その他、各種申請等に係る経費については「２－８　事務手続き」によるものとする。

（２）　労務数量については、契約図書及び作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）で監督職員と受注者が協議・承諾するものとする。ただし、「２－１　適用すべき諸基準」に記載のある修繕項目については、これらを用いて労務数量の確認を行うものとする。

（３）　支払いは、（２）に従って確認した数量に対し、契約単価で支払うものとする。

（４）　修繕の労務単価に含まれる工場間接費には以下のものが含まれているものとする。

・部品材料費（燃料費（修繕で使用した燃料を含む））
・直接経費（外注加工費（外注の板金，塗装，電装等）、部品材料の調達に係る調達費、輸送に係る事務手続き費用（行政書士への外注費用）、ライトバン直接経費）
・間接材料費（補助材料費、工場消耗品費、消耗工具器具備品費、発生材処分費等（バッテリー及びタイヤを除く産業廃棄物等を含む））
・間接労務費（職員給料、間接工賃金、間接工賃金賞与、雑給、退職金給引

当金繰入額、法定福利費等）

・間接経費（厚生費、賃借費、保険料、電気・水道・ガス料金、租税公課、減価償却費等）

（５）　修繕の労務単価に含まれる一般管理費には、以下のものが含まれているものとする。

・交際費、寄付金、広告宣伝費、貸倒引当金繰入額、雑費、利益等

２－３　部　　品

（１）　監督職員が交換が必要と認めた場合に部品交換を行うものとする。

部品は純正部品を基本とするが、純正部品以外の同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を得た上で使用するものとする。また、交換後の部品は契約に基づく検査終了時まで適正に保管すること。

（２）　支払いは、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）で監督職員と受注者が協議・承諾したもので、交換した部品に対し、部品の定価に部品価格の値引率を乗じた金額を差し引いて支払うものとする。

２－４　材料等

（１）　材料等とは、個別に単価を契約しているものである。その内、修繕において交換又は補充するエンジン油、ギヤ油、油圧作動油、ブレーキ油、トルクコンバータ油、グリス、不凍液、バッテリー等は、JIS 規格または同等品以上、もしくは機械の製造メーカーが推奨するものとする。

なお、使用済みの材料は契約に基づく検査終了時まで適正に保管するものとする。ただし、中間確認時に監督職員が使用済み材料を確認し、契約に基づく検査時に写真等で確認できるものはこの限りではない。

（２）　支払いは、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）で監督職員と受注者が協議・承諾したもので、履行完了を認めた数量に対し、契約単価で支払うものとする。

２－５　塗装等

（１）　塗装要領は第３章３－１によるものとする。

（２）　支払いは、作業確認調書（プロセス確認用）（様式－６）で監督職員と受注者が協議・承諾したもので、履行完了を認めた工数に対し、契約単価で支払うものとする。

（３）　板金補修及びケレン作業等については、協議のうえ作業工数を決定するものとする。

（４）　塗料、希釈材等の材料費は作業工数に含むものとする。

２－６　輸　　送

（１）　修繕に係る機械の輸送は受注者の責任で行うものとする。

（２）　機械の搬入搬出日時等について、監督職員と事前に協議すること。

（３）　修繕対象機械の輸送は、自走を基本とするが、監督職員がトレーラ輸送を指示した場合には、この限りではない。なお、支払いの対象は、契約図書に定められた輸送距離を上限とする。

（４）　修繕対象機械のうち、特殊車両（道路法第 47 条第 1 項及び車両制限令第 3 条で規程されている一般的制限値を超える車両）を自走輸送する場合は、受注者の責任において道路管理者に対し特殊車両通行許可を遺漏なく申請し通行許可を得ること。

（５）　支払いは、監督職員と受注者が協議・承諾したもので、履行完了と認めた数量に対し、契約単価で支払うものとする。

２－７　作業装置点検項目

作業装置点検項目は第３章３－２を基本とする。

２－８　事務手続き

（１）　受注者は、修繕に伴い必要となる事務手続き及び監督職員の指示があった事務手続き（名義変更、車庫証明取得、緊急自動車及び道路維持作業用自動車申請、記載事項変更、ナンバープレート交付等）について、遺漏無く実施するものとする。

（２）　継続検査にかかる事務手続きに必要な経費は、修繕の労務単価に含むものとし、必要な台数等については契約図書に定めるとおりとする。

第3章　適用要領

3－1塗装要領

3－1－1　塗装区分

塗装は、次のA塗装、B塗装、C塗装、D塗装の4種類に区分し適用する。

（1） A 塗 装

原則として標準工程(別表、標準工程及び材料表)によるものとし、剥離、腐食の傾向が著しくその範囲が全面積の2/3程度を上回る場合に行う塗装とする。

剥がしの程度は機械剥ぎ第2種ケレンとし、素地調整面の状態は塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を完全に除去し金属面を露出させるものとする。

なお、部分的な剥離、打出し、又は切継ぎの場合に行われる部分塗装も本工程に準ずるものとする。

（2） B 塗 装

剥離、腐食の傾向が少なく、その範囲が全面積の1/3程度以下の場合に行う塗装とし、A塗装工程に準ずるものとする。

剥がしの程度は機械剥ぎ第3種ケレンとし、素地調整面の状態は塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部分(ふくれ、剥がれ、割れ等)、錆、ゆるんだ黒皮、その他付着物を完全に除去するものとする。

（3） C 塗 装

全般的に退色していても下地がしっかりしている場合に行う塗装とし、素地調整の状態は旧塗膜に付着した塵埃、油脂類、その他の付着物を完全に除去し、小量の剥ぎ取りを含むものとする。

（4） D 塗 装

剥がしの程度は浮き上がっている部分のみとし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他の付着物を完全に除去するものとする。

（5） 道路維持・除雪用機械(1号該当車)は、塗装区分B・Cの部分についても剥がしの程度はA塗装に準じたものとする。

（6） 表示及び塗色

表示及び塗色は、北海道開発局船舶・機械表示等基準別表第2によるものとする。

3－1－2　分類と塗装程度

箇所別の分類と塗装程度は下記を標準とする。

（1） キャビン外装

自動車(連絡車、作業車、トラック、バス、特装車等)と建設機械(ドーザ、グレーダ、ロータリ等)に分類し、塗装程度は塗装区分に示すA、B、C塗装とする。

（2） キャビン内装

剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、中塗(サフェーサ)及び上塗を1～2回塗るものとし、C塗装に準ずるものとする。

(3) ホイール
剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他付着物を完全に除去し上塗を1～2回塗るものとし、D塗装に準ずるものとする。
(4) 荷台外装
剥がしの程度は塗膜の活膜部は残すが、それ以外の不良部分(ふくれ、剥がれ、割れ等)、錆、ゆるんだ黒皮、その他付着物を完全に除去し、剥がした面と在来面との継ぎ目はなめらかに研き上げるものとする。
なお、塗装は下塗(プライマ)、中塗(サフェーサ)を行い、極端な凹凸はパテをつけるものとする。
中塗後の研ぎは、塗装の目つぶし程度を行い上塗をするものとし、B塗装に準ずるものとする。
(5) 荷台内装
剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他付着物を完全に除去し上塗を1～2回塗るものとし、D塗装に準ずるものとする。
(6) フレーム
剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他付着物は完全に除去し上塗を1～2回塗るものとし、D塗装に準ずるものとする。
(7) 作業装置
① ホッパ、タンク等
剥がしの程度は塗膜の活膜部は残すが、それ以外の不良部分(ふくれ、剥がれ、割れ等)、錆、ゆるんだ黒皮、その他付着物を完全に除去し、剥がした面と在来面との継ぎ目はなめらかに研ぎ上げるものとする。
なお、塗装は下塗(プライマ)、中塗(サフェーサ)を行い、極端な凹凸はパテ付けするものとする。中塗後の研ぎは塗装の目つぶし程度を行い、上塗りをするものとし、B塗装に準ずるものとする。
②草刈装置、除雪装置、除雪トラックの荷台フロア等
剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、中塗(サフェーサ)及び上塗1～2回塗るものとし、C塗装に準ずるものとする。

(8) 自動車類塗装適用区分

機械名	運転室等		荷台等		作業装置等		フレーム等		特記	
	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分
連絡車等	外装塗装	A					フレーム全面、車体底部、動力伝達機構、燃料タンク、スプリング、スペアタイヤブラケット、ホィール等	D	室内部	C
									キャビン床面、エンジンルーム	D
作業車 標識車	キャビン ボンネット ボディ(バス)	A	荷台外装 リヤフェンダ	B	クレーン装置	C	上記の外、サイドバンパ、バッテリケース、ステップ、ダンプ装置、荷台底面	D	室内部	C
			荷台内装	D						
草刈車	キャビン	A	リヤフェンダ 荷台フロア	C	作業装置外装 作業用エンジンカバー、 作動油タンク	C	フレーム全面、車体底部、動力伝達機構、燃料タンク、スプリング、スペアタイヤブラケット、ホィール等	D	室内部	C
									キャビン床面、エンジンルーム、作業装置内装	D
散水車 排水管清掃車	キャビン	A	散水タンク リヤフェンダ	B	ポンプ室内 下水管装置内装、 作業装置外装	C	上記の外、サイドバンパ、バッテリケース、ステップ	D	上記に同じ	C
										D
路面清掃車	キャビン	A	ホッパ外装 ボディパネル、 レシーバタンク ACユニット	B	ガッターサスペンション、 エレベータ台、 ピックアップブルーム、 ポンプ室内	C	上記に同じ	D	上記に同じ	C
										D

機械名	運転室等		荷台等		作業装置等		フレーム等		特記	
	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分
除雪トラック	キャビン	A	荷台フロア、リヤフェンダ	C			フレーム全面、車体底部、動力伝達機構、燃料タンク、スプリング、スペアタイヤブラケット、ホィール、サイドバンパ、バッテリケース	D	除雪装置外装（懸架装置を含む）	C
									除雪装置内装、室内部	D
凍結防止剤散布車	キャビン	A					上記に同じ	D	散布装置外装	C
									散布装置内装、室内部	D

注　1. この区分表は標準であり、これにより難い場合は実情に合わせ区分するものとする。
2. 除雪トラック及び凍結防止剤散布車の塗装単価標準区分は運転室等を自動車類とし、それ以外を建設機械類とする。

(9) 建設機械類塗装適用区分

機械名	運転室等		機関室フロア等		作業装置等		フレーム等		特記	
	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分
除雪グレーダ	キャビン	A	ステップ、エンジンルーム外装	B	タンデム、サークルドローバ懸架装置、ホイストシリンダ、ブレード外装	C	フェンダ、メーンフレーム	D	除雪装置外装	C
									除雪装置内装、室内部	D
ロータリ除雪車 小形除雪車	キャビン	A	上記に同じ	B	除雪装置外装	C	フレーム全面、車体底部、動力伝達機構、燃料タンク、スプリング、スペアタイヤブラケット、ホィール、サイドバンパ、バッテリケース	D	室内部	D
					除雪装置内装	D				
除雪ドーザ	キャビン	A	上記に同じ	B	アーム、リンク機構、ホイストシリンダ	C	フェンダ、メーンフレーム	D	ブレード外装	C
									ブレード内装、室内部	D

注　この区分表は標準であり、これにより難い場合は実情に合わせ区分するものとする。

３－１－３ 塗装作業項目

標準工程及び材料表(ウレタン)

番号	作業項目	自動車類	建設機械類	塗装及び材料	備考
1	前塗装剥ぎ、錆落とし	○	○	サンダ、ブラシ、ペーパ	
2	マスキング	○	○	マスキング紙、テープ他	
3	下地処理	○	○	脱脂剤	
4	下塗り	○	○	プライマ、シンナ	
5	下地パテ拾い付け	○	○	パテ	
6	研ぎ	○	○	ペーパ他	
7	中塗り	○	○	サフェサ、シンナ　1～2回	
8	研ぎ	○	○	ペーパ他	
9	上塗り	○	○	塗料、シンナ、硬化剤　2～3回	
10	研ぎ	○	○	ペーパ他	
11	仕上げ塗り	○	○	塗料、シンナ、硬化剤　1～2回	
12	磨き仕上げ	○	○	コンパウンド、ワックス他	

３－２ 作業装置点検項目

作業装置等 点検項目 一覧表

No	装置名	対象機械	備考
1	標識・照明・追突緩衝緩和装置	作業車（標識装置付き）、標識車	
2	散水車作業装置（散水・給水装置付き）	散水車 給水装置付き	
3	散水車作業装置（散水・排水管清掃装置付き）	散水車 排水管清掃装置付き	
4	路面清掃車（ﾌﾞﾗｼ式）作業装置	路面清掃車（ﾌﾞﾗｼ式）	
5	路面清掃車（真空式）作業装置	路面清掃車（真空式）	
6	側溝清掃車（ﾛｰﾀﾘﾌﾞﾛﾜ式）作業装置	側溝清掃車（ﾛｰﾀﾘﾌﾞﾛﾜ式）	
7	草刈車（車載式）作業装置	草刈車（車載式）	
8	小形除雪車 草刈装置	小形除雪車	
9	除雪ﾄﾗｯｸ Iﾌﾟﾗｳ・路面整正装置	除雪ﾄﾗｯｸ	標準作業 工数表準拠
10	除雪ﾄﾗｯｸ ｻｲﾄﾞｳｲﾝｸﾞ(S・M,SM)装置	除雪ﾄﾗｯｸ	
11	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ ｸﾞﾚｰﾀﾞ装置	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ	標準作業 工数表準拠
12	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ ｻｲﾄﾞｳｲﾝｸﾞ装置	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ	
13	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ ｼｬｯﾀｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ装置	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ	
14	粗面形成装置	除雪ﾄﾗｯｸ、除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ、凍結防止剤散布車	
15	除雪ﾄﾗｯｸ ｼｬｰﾋﾟﾝﾚｽ装置	除雪ﾄﾗｯｸ、除雪ﾄﾗｯｸ散布装置付き	
16	凍結防止剤散布装置	凍結防止剤散布車、除雪ﾄﾗｯｸ散布装置付き	
17	除雪ﾄﾞｰｻﾞ 除雪装置	除雪ﾄﾞｰｻﾞ	標準作業 工数表準拠
18	ﾛｰﾀﾘ除雪車 除雪装置	ﾛｰﾀﾘ除雪車、小形除雪車	標準作業 工数表準拠
19	ﾛｰﾀﾘ除雪車 ｼｬｰﾋﾟﾝ装置・ｼｬｰﾋﾟﾝﾚｽ装置	ﾛｰﾀﾘ除雪車、小形除雪車	
20	ﾛｰﾀﾘ除雪車(一車線積込形)ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞｱ装置	ﾛｰﾀﾘ除雪車（一車線積込形）	
21	小形除雪車 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ装置	小形除雪車	
22	除雪機械等情報管理ｼｽﾃﾑ 車載端末外	各車	
23	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ車DSｼｽﾃﾑ	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ車	

※ 「第1章 総則 １－１５関係法令の遵守」記載の人事院規則及び労働安全衛生法に基づく定期検査項目と本点検項目表の点検項目が重複する場合は、記入及び監督職員への提出を要しない。
（対象機械：除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ，除雪ﾄﾞｰｻﾞ）

標識・照明・追突衝撃緩衝装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
標識装置	本体	損傷、亀裂、変形、表示	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	熱線ｶﾞﾗｽ	損傷、亀裂	目視	□正常	□調整	□不良	
操作装置		損傷、機能、接点、表示	目視・作動確認	□正常	□調整	□不良	
制御装置		筐体損傷、電圧	目視、測定	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管・ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
照明装置		損傷、亀裂、光量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	該当機のみ
追突衝撃緩和装置		損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	該当機のみ
発動発電機	吸排気装置	吸排気状態、ｴｱｸﾘｰﾅ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料ﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	□正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音、ｽﾊﾟｰｸﾌﾟﾗｸﾞ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。

所見

散水車作業装置(散水・給水装置付き) 点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　ー		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
作業用機関	吸排気装置	吸排気状態、ｴｱｸﾘｰﾅ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料ﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	□正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
駆動装置	機関回転ｺﾝﾄﾛｰﾙ装置	損傷、亀裂、異音、ガタ、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	動力伝達装置	損傷、亀裂、異音、振動、ガタ、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
散水装置	配管装置、ﾊﾞﾙﾌﾞ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾀｰﾋﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟ	損傷、亀裂、異音、ガタ、油量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	散水ﾉｽﾞﾙ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
水ﾀﾝｸ装置		損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
給水装置	給水装置	損傷、亀裂、水漏れ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	該当機のみ
	その他	ﾀﾝｸ及び配管の洗浄、水質検査	洗浄、検査	□正常	□調整	□不良	該当機のみ
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。
※冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

所見

散水車作業装置(散水・排水管清掃装置付き) 点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　ー		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
作業用機関	吸排気装置	吸排気状態、ｴｱｸﾘｰﾅ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料ﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	□正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
駆動装置	機関回転ｺﾝﾄﾛｰﾙ装置	損傷、亀裂、異音、ガタ、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	動力伝達装置	損傷、亀裂、異音、振動、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
散水装置	配管装置、ﾊﾞﾙﾌﾞ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾀｰﾋﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟ	損傷、亀裂、異音、ガタ、油量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	散水ﾉｽﾞﾙ	損傷、亀裂、水漏れ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
水ﾀﾝｸ装置		損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
排水管清掃装置	動力伝達装置	損傷、亀裂、異音、ガタ、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	配管・高圧ﾎｰｽ・ﾊﾞﾙﾌﾞ・ﾘｰﾙ	損傷、亀裂、水漏れ、摩耗、劣化	目視	□正常	□調整	□不良	
	高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ	損傷、亀裂、異音、油量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	操作装置	ｽﾛｯﾄﾜｲﾔ、計器表示	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。
※冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

所見

路面清掃車(ブラシ式)作業装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
作業用機関	吸排気装置	吸排気状態、ｴｱｸﾘｰﾅ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料ﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	□正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
側・補助ﾌﾞﾗｼ装置		損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
主ﾌﾞﾗｼ装置		損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾘﾌﾄ装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ｴﾚﾍﾞｰﾀ装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾎｯﾊﾟ装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
散水装置		損傷、亀裂、変形、摩耗、水漏れ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管・ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ・ﾓｰﾀ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。
※冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

所見

路面清掃車(真空式)作業装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
作業用機関	吸排気装置	吸排気状態、ｴｱｸﾘｰﾅ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料ﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	□正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞﾗｼ装置		損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞﾛﾜ装置		損傷、亀裂、変形、摩耗、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾄﾞﾗｲﾌﾞｼｽﾃﾑ装置		損傷、亀裂、異音、摩耗、振動	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾎｯﾊﾟ装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
散水装置		損傷、亀裂、変形、摩耗、水漏れ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管・ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ・ﾓｰﾀ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
吸泥管装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ｴｱｼﾘﾝﾀﾞ装置		損傷、亀裂、変形、劣化	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。
※冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

所見

側溝清掃車(ロータリブロワ式)作業装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
アワメータ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
駆動装置	Vベルト	損傷、亀裂、摩耗、張り	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ブロワ	損傷、亀裂、変形、摩耗、異音、油量	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	プロペラシャフト	損傷、亀裂、異音、振動、ガタ	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ホッパ装置	ホッパ、バッフルプレート	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
	パッキン	損傷、亀裂、摩耗、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	オーバーロードシャッタ	損傷、亀裂、動作	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
水タンク装置	ウォータタンク	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ウォータセパレータ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	水配管、ホース、バルブ	損傷、亀裂、水漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管・ホース、バルブ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ポンプ・モータ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
リフティングブ装置		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
サクションホース		損傷、亀裂、変形、摩耗、劣化	目視	□正常	□調整	□不良	
サイレンサー装置		損傷、劣化、清掃、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。
※冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

所見

草刈車(車載式)作業装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
法面刈機	ｶｯﾀｰｹｰｽ、ｼｭｰ	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
	中間ｼｬﾌﾄ、ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｱｰﾑ	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
路肩刈機	ｶｯﾀｰｹｰｽ	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
	ｶｯﾀｰﾌﾗﾝｼﾞ、ｼｭｰ、ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	昇降装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗ	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ、ﾊﾞﾙﾌﾞ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ、ﾓｰﾀ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
作業用機関	吸排気装置	吸排気状態、ｴｱｸﾘｰﾅ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料ﾌｨﾙﾀｰ状態	目視	□正常	□調整	□不良	
	冷却装置	冷却水量、漏れ、劣化、濃度	目視	□正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	駆動軸	損傷、ガタ、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
動力配分機装置		損傷、亀裂、異音、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
傾斜防止装置		損傷、亀裂、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見

小形除雪車　草刈装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
法面刈機	ｶｯﾀｰｹｰｽ、ｼｭｰ	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
	中間ｼｬﾌﾄ、ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｱｰﾑ	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
路肩刈機	ｶｯﾀｰｹｰｽ	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
	ｶｯﾀｰﾌﾗﾝｼﾞ、ｼｭｰ、ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	昇降装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗ	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ、ﾊﾞﾙﾌﾞ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ、ﾓｰﾀ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う、各部給油脂を含むものとする。

所見

除雪ﾄﾗｯｸ Iﾌﾟﾗｳ・路面整正装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
Iプラウ	油圧系統 (ﾀﾝｸ、ﾌｨﾙﾀ、ﾊﾞﾙﾌﾞ、油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ、ｼﾘﾝﾀﾞ)	作動油漏れ、異音、損傷	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	操作状態全般	機能、昇降量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	除雪装置及びそり	亀裂、弛み、摩耗量	目視	□正常	□調整	□不良	
路面整正装置	油圧系統 (ｼﾘﾝﾀﾞ、ﾊﾟｲﾋﾟﾝｸﾞ)	作動油漏れ、異音、損傷	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	操作状態全般	機能、昇降量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	除雪装置	亀裂、弛み、摩耗量	目視	□正常	□調整	□不良	
	電気系統	ﾓﾆﾀｰ表示、ﾗﾝﾌﾟ点灯	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う、各部給油脂を含むものとする。

※『建設機械整備　標準作業工数表(除雪機械編)除雪装置点検』工数の点検内容である。

所見

除雪ﾄﾗｯｸ　ｻｲﾄﾞｳｲﾝｸﾞ（S・M、SM）装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検（作業）項目	点検内容	点検結果			特記事項
ウィング	本体	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｶｯﾃｨﾝｸﾞｴｯｼﾞ	損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾁﾙﾄ機構	損傷、亀裂、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
昇降装置	ｱｰﾑｻﾎﾟｰﾄ	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｱｰﾑ	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｳｲﾝｸﾞﾎﾙﾀﾞ、ﾋﾝｼﾞ	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ、ﾊﾞﾙﾌﾞ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
ｳｲﾝｸﾞﾛｯｸ装置		損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
調整管、ｼｬｰﾋﾟﾝ		損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
SM切換機構	ｽﾗｲﾄﾞﾚｰﾙ	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ｽﾗｲﾄﾞｻﾎﾟｰﾄ	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	調整管ｼﾌﾄ	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ﾚｰﾙ架台	損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
自動姿勢制御		動作確認	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般（異常の有無）		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う、各部給油脂を含むものとする。
※各装置毎の該当箇所を点検するものとする。

所見

除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ作業装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
油圧系統	作動油ﾀﾝｸ	亀裂、損傷、漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾌｨﾙﾀ･ｴﾚﾒﾝﾄ	使用時間	目視	□正常	□調整	□不良	
	ｵｲﾙ･ｸｰﾗ	損傷、漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ｼﾘﾝﾀﾞ･ﾛｯﾄﾞ	亀裂、損傷、漏れ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	ﾁｭｰﾌﾞ及びﾎｰｽ類	油漏れ、劣化、損傷、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾎﾟﾝﾌﾟ及びﾊﾞﾙﾌﾞ	吐出圧、作動圧	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾓｰﾀ	作動、異音、漏れ	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、漏れ	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
作業系統	ｻｰｸﾙ･ﾌﾞﾚｰﾄﾞ	亀裂、損傷	目視	□正常	□調整	□不良	
	各ﾋﾟﾝ･ﾌﾞｯｼｭ	損傷、ガタ、異音	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	各ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ類･作業部品	損傷、作動、摩耗	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う、各部給油脂を含むものとする。

※『建設機械整備　標準作業工数表(除雪機械編)12ヶ月定期点検整備』工数の点検内容である。

所見

除雪グレーダ　サイドウイング装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ｳｲﾝｸﾞ本体		損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
ｶｯﾃｨﾝｸﾞｴｯｼﾞ		損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
昇降ﾘﾝｸ、ﾌﾟｯｼｭﾊﾞｰ		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞﾚｽﾄ、ｼｬｰﾋﾟﾝ		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ｼｬｰﾋﾟﾝ切断警報装置		作動確認	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
ｳｲﾝｸﾞﾛｯｸ装置		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見

除雪グレーダ　シャッターブレード装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ﾌﾞﾚｰﾄﾞ本体		損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
ｽﾗｲﾄﾞﾍﾞｰｽ、ｼｬｰﾋﾟﾝ		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見

粗面形成装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　ー		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ﾀｲﾝ取付ﾌﾚｰﾑ		損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
ｽｲﾝｸﾞｱｰﾑ、ﾘﾝｸ		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
自動制御装置		動作確認	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見

除雪トラック　シャーピンレス装置　分解点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検箇所	点検項目	点検内容	点　検　結　果			特　記　事　項
ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｹｰｽ	損傷、亀裂	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾛｯﾄﾞ	損傷、磨耗、亀裂	目視	□正常	□調整	□不良	
皿ﾊﾞﾈ	損傷	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾁﾙﾄﾌﾟﾚｰﾄ	損傷、磨耗、亀裂	目視	□正常	□調整	□不良	
ｶﾑ	損傷、磨耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ﾋﾟﾝ	損傷、磨耗	目視	□正常	□調整	□不良	
ｱｼﾞｬｽﾄﾎﾞﾙﾄ又はｷｬｯﾌﾟ	損傷	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞｰﾂ	損傷	目視	□正常	□調整	□不良	
離脱荷重（※）	設定値	計器にて測定、調整	□正常	□調整	□不良	
作動及び復帰動作（※）	作動状況	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
給脂状況（※）	給脂	目視	□正常	□調整	□不良	

注1）分解点検に伴う給油脂を含むものとする。

注2）（※）は非分解時の点検項目である。

所見

凍結防止剤散布装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ﾎｯﾊﾟ		損傷、亀裂、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾎｯﾊﾟｶﾊﾞｰ		損傷、亀裂、摩耗	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
散布円盤		作動、損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、計測、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ｽｸﾘｭｰ		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、計測、作動確認	□正常	□調整	□不良	
各部作動点検		各ｾﾝｻｰ作動確認 ﾊﾟﾗﾒｰﾀ確認	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ、ﾊﾞﾙﾌﾞ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ、ﾓｰﾀ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	□正常	□調整	□不良	
水溶液ﾀﾝｸ		洗浄、損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
水溶液配管、ﾎｰｽ		洗浄、損傷、亀裂、干渉、水漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
電気系全般		損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見

除雪ドーザ作業装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
油圧系統	ﾊｲﾄﾞﾛﾘｯｸ･ﾀﾝｸ	亀裂、損傷、漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾌｨﾙﾀ･ｴﾚﾒﾝﾄ	使用時間	目視	□正常	□調整	□不良	
	ｵｲﾙ･ｸｰﾗ	損傷、漏れ	目視	□正常	□調整	□不良	
	ｼﾘﾝﾀﾞ及びｼﾘﾝﾀﾞﾛｯﾄﾞ	亀裂、損傷、曲がり	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾁｭｰﾌﾞ及びﾎｰｽ類	油漏れ、劣化、損傷、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾎﾟﾝﾌﾟ及びﾊﾞﾙﾌﾞ	吐出圧、作動圧	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、漏れ	目視、聴覚、動作確認	□正常	□調整	□不良	
作業系統	ﾘﾌﾄ･ｱｰﾑ	亀裂、損傷	目視	□正常	□調整	□不良	
	ﾚﾊﾞｰ及びﾘﾝｹｰｼﾞ	作動、損傷、ガタ	目視、聴覚	□正常	□調整	□不良	
	ﾊﾞｹｯﾄ･ﾎﾟｼﾞｼｮﾅ	作動、角度	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	ﾘﾌﾄ･ｷｯｸ･ｱｳﾄ	作動、高さ	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	ｾｰﾌﾃｨ･ﾛｯｸ	作動	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	各ﾋﾟﾝ及びﾌﾞｯｼｭ	損傷、ガタ、異音	目視、聴覚、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	各ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ類及び作業部品	損傷、作動等	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	ﾘﾌﾄ･ｼﾘﾝﾀﾞ及びﾁﾙﾄ･ｼﾘﾝﾀﾞ	作動	目視、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ	目視、聴覚、動作確認	□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。
※『建設機械整備　標準作業工数表(除雪機械編)除雪装置点検12ヶ月定期点検整備』工数の点検内容である。

所見

ロータリ(小形)除雪車除雪装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所	点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ｽｸﾘｭｵｰｶﾞ	亀裂、曲がり、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞﾛｱ羽根	亀裂、曲がり、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞﾛｱｹｰｽ	亀裂、曲がり、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
ﾁｪｰﾝ伝導機	異音、油漏れ、汚れ	目視、聴覚	□正常	□調整	□不良	
ﾌﾞﾛｱ伝導機	異音、油漏れ、汚れ	目視、聴覚	□正常	□調整	□不良	
ｼｭｰﾄ	異音、油漏れ、汚れ	目視、聴覚	□正常	□調整	□不良	
ｿﾘ	亀裂、曲がり、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
ｶｯﾃｨﾝｸﾞｴｯｼﾞ及び取付台	亀裂、曲がり、摩耗	目視	□正常	□調整	□不良	
除雪枠	変形、亀裂	目視	□正常	□調整	□不良	
除雪装置全般	機能、出力	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
			□正常	□調整	□不良	
			□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

※『建設機械整備　標準作業工数表(除雪機械編)12ヶ月点検基本作業』工数の点検内容である。

所見

ロータリ除雪車　シャーピン及びシャーピンレス装置　点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　ー		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

①シャーピン装置点検項目

点検箇所	オーガ側	ブロワ側	外観(目視)
結果	良　・　否	良　・　否	良　・　否

※外観(目視):亀裂・ガタ・傷　等の確認

その他特記事項

②シャーピンレス装置点検項目

外観(目視)	特記事項
良　・　否	

※外観(目視):亀裂・ガタ・傷　等の確認

クラッチパック 圧力調整	調整前	調整後	特記事項
	kg/cm2	kg/cm2	

※圧力調整が必要な場合に記入する事。

近接スイッチの確認

・ 駆動側(No2プロペラシャフト側)シャフトとディスク部との隙間 (標準間隔 3㎜)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿mm

・ 従動側(左支持アームカバー内)近接スイッチと回転歯の隙間 (標準間隔 3㎜)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿mm

所見

ロータリ除雪車(一車線積込形)ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞｱ装置　作業装置点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社	
整理番号	No.　　ー		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	h		

点検箇所	点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ｼｰｹﾝｽ制御	ｼｰｹﾝｽ制御による装置作動確認	目視、作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	全自動(【ｼｭｰﾄ･ﾍﾞﾙｺﾝﾓｰﾄﾞ】作動確認) 【回送姿勢】←→作業姿勢を3回繰返す	目視、作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	【ｼｭｰﾄﾓｰﾄﾞ】作動確認 【回送姿勢】←→作業姿勢を3回繰返す	目視、作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	【ﾍﾞﾙｺﾝﾓｰﾄﾞ】作動確認 【回送姿勢】←→作業姿勢を3回繰返す	目視、作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
電気関係	各ｽｲｯﾁ操作での各装置作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	非常用ｽｲｯﾁ操作での各装置の作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ﾓﾉﾚﾊﾞｰｽｲｯﾁ操作での各装置の作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	停止用ﾎﾞﾀﾝｽｲｯﾁの作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ﾌﾟﾛﾜｹｰｽ用ｽｲｯﾁの作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ﾍﾞﾙｺﾝ昇降用ｽｲｯﾁの作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	近接ｽｲｯﾁ及びﾏｸﾞﾈｯﾄｽｲｯﾁの取付状態確認	目視、作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	各配線･端子部点検締付	目視、締付	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	各配線の被覆状態点検	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	各ｺﾝﾄﾛｰﾙﾊﾞﾙﾌﾞの配線端子部増締め	目視、増締め	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	各ﾎﾟﾃﾝｼｮﾝﾒｰﾀ作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ﾍﾞﾙｺﾝｼｭｰﾀ部のﾎﾟﾃﾝｼｮﾝﾒｰﾀ作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ｾﾝﾀｰﾋﾟﾝ部のﾎﾟﾃﾝｼｮﾝﾒｰﾀ作動確認	作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞｱ	ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞｱの駆動確認	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ｺﾝﾍﾞｱｰﾗｲﾝ損傷等点検	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ｺﾝﾍﾞｱｰﾍﾞﾙﾄの損傷、接合部の剥離点検	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ｺﾝﾍﾞｱｰ両ｻｲﾄﾞ雪こぼれ防止用ｺﾞﾑ板の損傷点検	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ﾎｯﾊﾟｰステン板(ﾆｭｰﾗｲﾄ板)の損傷点検	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	各ﾛｰﾗ回転状況確認	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ｷｬﾘｱﾛｰﾗの回転状態確認	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
	ｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗの回転状態確認	目視	□ 正常	□ 調整	□ 不良	
全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□ 正常	□ 調整	□ 不良	

※各部点検に伴う給油脂を含むものとする。

所見

小形除雪車 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ装置 点検項目表

点検年月日	令和　年　月　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	km	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
ﾌﾞﾚｰﾄﾞ本体		損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
ｶｯﾃｨﾝｸﾞｴｯｼﾞ		損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
懸架装置		損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧装置	油圧ｼﾘﾝﾀﾞ	損傷、油漏れ、ﾛｯﾄﾞの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧配管、ﾎｰｽ	損傷、油漏れ、干渉	目視	□正常	□調整	□不良	
ｿﾘ		損傷、亀裂、変形	目視	□正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見

除雪機械等情報管理システム　車載端末外　点検項目表

点検年月日	令和　　年　　月　　日	点検会社名	
整理番号	No.　　－		
管理番号		点検会社住所	
登録番号			
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		
車載端末型式		車載端末製造年月	／
車載端末製造番号	S		

□車載端末装置

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
②GPSｱﾝﾃﾅ点検	〃	□正常 □調整 □不良	
③通信ｱﾝﾃﾅ点検	〃	□正常 □調整 □不良	
④ｹｰﾌﾞﾙｺﾈｸﾀ点検	緩みｶﾞﾀ、外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
⑤ｹｰﾌﾞﾙ点検	車体脱落の恐れがないこと。著しい消耗がないこと。	□正常 □調整 □不良	
⑥電源配線点検	正常電圧が印加されていること。(DC10～30V)	□正常 □調整 □不良	電源　[V]、ACC　[V]
⑦車載端末動作の確認	本体LEDﾗﾝﾌﾟの動作確認(目視)	□正常 □調整 □不良	LEDﾗﾝﾌﾟの正常動作について は取扱説明書による
⑧通信状態の確認	最新の稼働履歴が通信されていること。	□正常 □調整 □不良	除雪機械等情報管理システム
⑨メモリーカードの確認	最新の稼働履歴が保存されていること。	□正常 □調整 □不良	

□作業・併用工事判別SW

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常　□調整　□不良	
②ｹｰﾌﾞﾙｺﾈｸﾀ点検	緩みｶﾞﾀ、外れがないこと。	□正常　□調整　□不良	
③スイッチ動作の確認	作業判別機能、併用判別機能	□正常　□調整　□不良	

□作業信号接続装置

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常　□調整　□不良	
②ｹｰﾌﾞﾙｺﾈｸﾀ点検	緩みｶﾞﾀ、外れがないこと。	□正常　□調整　□不良	
③電源配線点検	入力電圧又は出力電圧	□正常　□調整　□不良	電圧　入力／出力　[V]

□作業区分センサ(散布作動信号含む)及び作業用信号変換用部品

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①ｾﾝｻ調整、機能確認	ｾﾝｻﾎﾞｯｸｽ・ｾﾝｻｰｽﾗｲﾄﾞｽﾃｰ・ｾﾝｻｰｱｰﾑ等に損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ｹｰﾌﾞﾙに脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ｹｰﾌﾞﾙｺﾈｸﾀに緩みｶﾞﾀ、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認	□正常 □調整 □不良	A port
		□正常 □調整 □不良	B port
		□正常 □調整 □不良	C port
		□正常 □調整 □不良	D port
		□正常 □調整 □不良	E port
		□正常 □調整 □不良	F port
		□正常 □調整 □不良	G port

□散布制御器・□散布詳細情報動作(パネル)

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	散布制御器
②ｹｰﾌﾞﾙｺﾈｸﾀ点検	緩みｶﾞﾀ、外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	散布制御器、 散布詳細情報動作
③電源配線点検	正常電圧が印加されていること。 (DC22V以上)	□正常 □調整 □不良	散布制御器
④動作の確認	動作確認	□正常 □調整 □不良	散布制御器、 散布詳細情報動作

所見

【点検項目表】排水ポンプ車ＤＳシステム

点検年月日	令和　　年　　月　　日	点検会社名	
点検業務(製作番号)	ー		
建設機械番号	R02-0000	点検会社住所	
登録番号(車番)	札幌　100　ほ　〇〇ー〇〇		
走行距離	㎞	点検者名	
ｱﾜﾒｰﾀ	hr		
車載端末型式	MU-1000(簡易版)/WSⅡ(LTE)	車載端末製造年月	／
車載端末製造番号			

□車載通信装置　※外観目視

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①GPSｱﾝﾃﾅ点検	損傷･消耗(外観)･脱落の恐れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
②通信ｱﾝﾃﾅ点検	緩みｶﾞﾀ､外れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
③ｹｰﾌﾞﾙ点検	車体脱落の恐れがないこと。著しい消耗がないこと。	異常の有無　□有 □無	

□制御盤内通信装置　※外観目視

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検(MU-1000)	損傷･消耗(外観)･脱落の恐れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
	取付用防振ゴムの劣化の有無	異常の有無　□有 □無	
②GPS受信器	損傷･消耗(外観)･脱落の恐れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
③車載型端末01	損傷･消耗(外観)･脱落の恐れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
④ｹｰﾌﾞﾙｺﾈｸﾀ(HUB)(NXR-G100)	配線、緩みｶﾞﾀ､外れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
⑤DC/ACコンバーター	配線、緩みｶﾞﾀ､外れがないこと。	異常の有無　□有 □無	
⑥ｹｰﾌﾞﾙ点検(露出部のみ)	取付状態、損傷の有無	異常の有無　□有 □無	

□動作信号接続装置　※動作確認

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検(MU-1000)	電源ランプの点灯確認(車／発電機動作時)	異常の有無　□有 □無	
	エラーランプの点灯	異常の有無　□有 □無	※OOランプ表示が正常
	エラーランプの点灯(内臓電池切れの有無)	異常の有無　□有 □無	※A1,A2ランプ表示が異常
②通信状態の確認(DSシステム)	DSシステム上での確認	ー	最新の稼働履歴が通信されていること。
	車両エンジン動作時の表示	異常の有無　□有 □無	
	発電機運転時の表示	異常の有無　□有 □無	
	制御電源入り時の表示	異常の有無　□有 □無	
	車両位置情報確認(現在地)	異常の有無　□有 □無	
	車両位置情報確認(動態)	異常の有無　□有 □無	
	位置情報更新時間の確認	異常の有無　□有 □無	定期的に更新されているか

所　見

3－3　人事院規則10－4第32条及び「労働安全衛生法」要領

第5号に掲げる移動式クレーン

定　期　検　査	1　次に掲げる部分の異常又は損傷の有無 （1）　ブレーキ及びクラッチ （2）　ワイヤーロープ又はつりチェーン （3）　フック、グラブバケット等のつり具 （4）　巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置 （5）　配線、配電盤及びコントローラ 2　荷重試験

第19号に掲げるショベルローダ

定　期　検　査	次に掲げる部分の異常の有無（月例検査） （1）　制動装置、クラッチ及び操縦装置 （2）　荷役装置及び油圧装置 （3）　ヘッドカード
	次に掲げる部分の異常の有無（年次検査） （1）　原動機 （2）　動力伝達装置及び走行装置 （3）　制動装置及び操縦装置 （4）　荷役装置及び油圧装置 （5）　電気系統、安全装置及び計器

第23号に掲げる車両系建設機械

定　期　検　査	次に掲げる部分の異常の有無（月例検査） （1）　ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置 （2）　ワイヤーロープ及びチェーン （3）　バケット、ジッパー等
	次に掲げる部分の異常の有無（年次検査） （1）　圧縮圧力、弁すき間その他の原動機 （2）　クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置 （3）　起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置 （4）　かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置 （5）　制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他ブレーキ （6）　ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤーロープその他作業装置 （7）　油圧ポンプ、油圧モータ、シリンダ、安全弁その他油圧装置 （8）　電圧、電流その他電気系統 （9）　車体、操作装置、ヘッドカバー、バックストッパ、昇降装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器

第24号に掲げる高所作業車

定　期　検　査	次に掲げる部分の異常の有無（月例検査） （1）　制動装置、クラッチ及び操作装置 （2）　作業装置及び油圧装置 （3）　安全装置
	次に掲げる部分の異常の有無（年次検査） （1）　圧縮圧力、弁すき間その他の原動機 （2）　クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置 （3）　起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置 （4）　かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置 （5）　制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置 （6）　ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床、その他作業装置 （7）　油圧ポンプ、油圧モータ、シリンダ、安全弁その他油圧装置 （8）　電圧、電流その他電気系統 （9）　車体、操作装置、安全装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器

第４章　　書　類　関　係

４－１ 提出書類

提出書類は基本的に下記のとおりとするが、監督職員より申し出があった場合はその指示に従うものとする。

（１）定　期　整　備　工　程　表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [契約締結後14日以内]

（２）修　繕　責　任　者　通　知　書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [契約締結後速やかに]

（３）緊　急　時　の　連　絡　体　制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [契約締結後14日以内]

（４）保　管　及　び　引　渡　書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [機械受取時]

（５）自　動　車　修　繕　等　完　了　届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [完了確認まで]

（６）自動車修繕等完了届内訳書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [完了確認まで]

（７）記録写真、部品等の価格を確認できる書類、監督職員が指示した書類など ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [完了確認まで]

（８）写　真　・　作　業　確　認　調　書　等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [確認時]

（９）協　　議　　書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [必要時]

４－２ 書式一覧

書式は下記のとおりとする。

（１）定　期　整　備　工　程　表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-1

（２）修　繕　責　任　者　通　知　書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-2

（３）緊　急　時　の　連　絡　体　制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-3

（４）発　注　書　（　当　初　・　追　加　） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-4
発注書（当初・追加）の別紙　　様式-4-1

（５）保　　管　　証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-5

（６）作業確認調書（プロセス確認用） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-6

（７）自　動　車　修　繕　等　完　了　届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-7

（８）自動車修繕等完了届内訳書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-8

（９）協　　議　　書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-9

（１０）記　　録　　写　　真　　帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考様式

（１１）自動車修繕等単価契約に伴う発注書の交付請求について ・・・ 参考様式

様式-1

令和　　年　　月　　日

定期整備工程表

殿

件名

受注者

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

機械名 規格	管理番号	受取月日 予定月日 実施月日	中間確認 予定月日 実施月日	納入月日 予定月日 実施月日	備考
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	
		月　日 月　日	月　日 月　日	月　日 月　日	

※　実施月日は監督職員が記入するものとする。

様式-1（記入例）

令和 ○ 年 4 月 7 日

定期整備工程表

契約締結後14日以内に提出すること

支出負担行為担当官

□□開発建設部長　開発　一郎　　殿

件名　　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

受注者 ■■自動車株式会社

代表取締役　受注　一郎　　印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　○○○○　　確認者　○○○○

TEL：○○－○○○○　　TEL：○○－○○○○

機械名 規格	管理番号	受取月日 予定月日 実施月日	中間確認 予定月日 実施月日	納入月日 予定月日 実施月日	備考
路面清掃車 4輪ブラシ式	○○－○○○○	2 月 5 日 月 日	2 月 10 日 月 日	2 月 12 日 月 日	12か月点検 ⊿⊿道路事務所配置
散水車 6,300L給水装置付	○○－○○○○	1 月 15 日 月 日	1 月 18 日 月 日	1 月 25 日 月 日	12か月点検 ⊿⊿道路事務所配置
排水管清掃車 7,000L	○○－○○○○	1 月 19 日 月 日	2 月 2 日 月 日	2 月 12 日 月 日	12か月点検 ⊿⊿道路事務所配置
標識車 照明装置付	○○－○○○○	2 月 2 日 月 日	2 月 12 日 月 日	2 月 19 日 月 日	12か月点検 ⊿⊿道路事務所配置
	⋮	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	 ××ST配置
		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	
		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	
		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	
		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	
		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	
		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	

※　実施月日は監督職員が記入するものとする。

様式-2

令和　　年　　月　　日

殿

受注者

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

修繕責任者通知書

件名

上記の修繕責任者を契約書第●条に基づき下記のとおり通知します。

記

修繕責任者

様式-2（記入例）

令和 ○ 年　4 月　7 日

支出負担行為担当官
□□開発建設部長　開発　一郎　　殿

受注者 ■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　　印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　○○○○　　確認者　○○○○
TEL：○○－○○○○　　TEL：○○－○○○○

修繕責任者通知書

契約締結後速やかに提出すること

件名　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

上記の修繕責任者を契約書第9条に基づき下記のとおり通知します。

記

修繕責任者　　受注　二郎

様式-3

令和　　年　　月　　日

殿

件名

受注者

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

緊急時の連絡体制

◆緊急時の問い合わせ先◆

平日	時間帯　　月～金　　～ 担当者 電話番号
夜間 休日	担当者① 電話番号
	担当者② 電話番号

所要時間　　時間以内

※連絡を受けてから現地までの所要時間を記入する。

様式-3（記入例）

支出負担行為担当官　　令和 ○ 年　4 月　7 日
□□開発建設部長　開発　一郎　　殿

件名　　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

受注者　■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　　印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　○○○○　　確認者　○○○○
TEL：○○－○○○○　　TEL：○○－○○○○

緊急時の連絡体制

◆緊急時の問い合わせ先◆

平日	時間帯	月～金　8:30　～　17:00
	担当者	営業課　受注　二郎
	電話番号	会社011-□□□-□□□□ 携帯090-●●●-●●●●
夜間 休日	担当者①	営業課　受注　三郎
	電話番号	携帯090-●●●-●●●● 自宅011-△△△-△△△△
	担当者②	営業課　受注　四郎
	電話番号	携帯090-●●●-●●●●

管内の状況を考慮した目安時間を記入する

所要時間　2.0 時間以内
※連絡を受けてから現地までの所要時間を記入する。

~~発注確認者　〇〇〇〇〇　印~~

様式-4

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

監督職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ~~印~~

発注書　当初　追加

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No.　　－	管理番号	
機械名		規格	
履行期間	月　日　～　月　日		

作業内容	摘要

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和　　年　　月　　日

修繕責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ~~印~~

~~発注確認者　〇〇〇〇〇　印~~

様式-4(**記入例**)

令和 〇　年　7　月　3　日

■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　　殿

件名　　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

監督員又は主任監督員

1台の場合

監督職員　　開発　太郎（記名）　~~印~~

発注書　当初　(追加)

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No.　1　－　①	管理番号	〇〇-〇〇〇〇
機械名	除雪トラック	規格	10ｔ級 4×4 IG
履行期間	7　月　3　日　～　7　月　31　日		

当初から変更が無い場合、標記はしない

作　業　内　容	摘　要
12か月点検基本作業	
保安確認検査	
エンジン及び車体回りスチームクリーニング	
全車グリスアップ	
除雪装置点検(路面整正装置付き)	
Ｖベルト調整	当初→中止
ミッションオイル取替	当初→中止
バッテリー取替	追加(7/10)→中止
ウォータポンプAss'ｙ　Ｏ／Ｈ	追加(7/10)
オルタネータ脱着	追加
オルタネータＯ／Ｈ	追加
履行期間変更「7/3～7/22」→「7/3～7/31」	変更

当初発注項目を減ずる場合、「中止」や取り消し線等の標記をする

履行期間の変更をする場合、変更内容を標記する

複数の追加発注を行った場合、( )書きで以前の追加発注日を標記す

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和 〇　年　〇　月　〇　日

修繕責任者　　受注二郎（記名）　　~~印~~

~~発注確認者　〇〇〇〇〇　印~~

様式-4（**記入例**）

令和 〇　年　9　月　1　日

■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　　殿

件名　　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

監督員又は主任監督員

同一項目、同工期の発注に限る

監督職員　　開発　太郎（記名）　~~印~~

複数台の場

発注書

当初　追加

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No.　50　－　①	管理番号	別紙の通り
機械名	別紙の通り	規格	別紙の通り
履行期間	9　月　3　日　～　9　月　10　日		

当初から変更が無い場合、標記はしない

作　業　内　容	摘　要
タイヤ脱着（４台）	
タイヤ組み替え（４台）	
バルブステム取替（１台）	追加

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和 〇　年　〇　月　〇　日

修繕責任者　　〇〇　〇〇（記名）　　~~印~~

修繕責任者　　〇〇　〇〇（記名）　　~~印~~

1発注に付き、複数存在する場合は、該当する者すべて記載

~~発注確認者　〇〇〇〇〇　印~~

様式-4(**記入例**)

令和 〇　年　1　月　18　日

■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　　殿

件名　　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

監督員又は主任監督員

監督職員　　開発　太郎（記名）　~~印~~

様式－6を利用する場合

発注書　当初　(追加)

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No.　1　－　①	管理番号	〇〇-〇〇〇〇
機械名	散水車	規格	6300L
履行期間	1　月　18　日　～　1　月　29　日		

作　業　内　容	摘　要
別紙様式-6のとおり	

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和 〇　年　〇　月　〇　日

修繕責任者　　受注二郎（記名）　　~~印~~

様式-4-1

別紙

整理番号

管理番号	機械名	規格	当初･追加の別		備考

様式-4-1(**記入例**)

別紙

整理番号　No. 50－①

管理番号	機械名	規格	当初･追加の別		備考
25-2000	除雪トラック	１０ｔ級４×４ＩＧ	当初		
25-2001	除雪トラック	１０ｔ級６×６ＩＧＳ	当初		
25-2002	除雪トラック	１０ｔ級６×６ＩＧＳ	当初		
25-2003	除雪トラック	１０ｔ級６×６ＩＧＭ	当初	追加	

様式-5

令和　　年　　月　　日

殿

受注者名

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者
（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

保　管　及　び　引　渡　書

下記の物件を修繕が完了し、引渡しを行うまで保管いたします。

なお、保管中の損害に対しまして天災不可抗力による事故以外の場合は、発注者の確定に従い一切の負担を致します。

件名

整理番号	No.　　－				
機械名		規格		管理番号	
自動車検査証	有・無	自賠責保険証	有・無	リサイクル券	有・無
道路維持用作業用自動車届出書		有・無	緊急自動車指定書		有・無

機械受取年月日　　令和　　年　　月　　日

引渡予定年月日　　令和　　年　　月　　日

受取時走行距離	km	受取時アワメーター	h
受取時燃料計読み	／ 4		

下記機械について、修繕完了につき引き渡します。

※以下、引渡し時に双方確認し記載する。

機械引渡年月日　　令和　　年　　月　　日

引渡時走行距離	km	引渡時アワメーター	h
引渡時燃料計読み	／ 4		

引渡人（修繕責任者）

受取人（監督職員）

※修繕１台毎に提出するものとする。

※受注者は機械受取（発注者→受注者）時に発注者に本書を2部作成の上提出し、機械引渡時（修繕完了時、受注者→発注者）に双方確認の上、引渡年月日等必要事項を記入、各自1通保管する。

様式-5

記　入　例

令和　○　年　2　月　15　日

支出負担行為担当官

□□開発建設部長　開発　一郎　　殿

保管証は自動車等の引渡しを受けた際に提出すること。一括発注の場合も1台毎提出

受注者名　■■自動車株式会社

代表取締役　受注　一郎　　印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

保　管　及　び　引　渡　書

下記の物件を修繕が完了し、引渡しを行うまで保管いたします。

なお、保管中の損害に対しまして天災不可抗力による事故以外の場合は、発注者の確定に従い一切の負担を致します。

件名　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

整理番号	No.　5　－　①				
機械名	路面清掃車	規格	4輪ブラシ式	管理番号	○○-○○○○
自動車検査証	(有)・無	自賠責保険証	(有)・無	リサイクル券	(有)・無
道路維持用作業用自動車届出書	(有)・無	緊急自動車指定書		有・(無)	

機械受取年月日　令和　○　年　2　月　15　日

引渡予定年月日　令和　○　年　3　月　10　日

受取時走行距離	●●,●●●　km	受取時アワメーター	▲,▲▲▲　h
受取時燃料計読み	3/ 4		

書類作成時の記入は不可。機械引渡時に記入すること（本書類は受取時に作成されているため、手書きによる記入となる。）

下記機械について、修繕完了につき引き渡します。

※以下、引渡し時に双方確認し記載する。

機械引渡年月日　令和　○　年　3　月　9　日

引渡時走行距離	□□,□□□　km	引渡時アワメーター	◇,◇◇◇　h
引渡時燃料計読み	3/ 4		

引渡人（修繕責任者）　受注　二郎

受取人（監督職員）　開発　太郎

監督員又は主任監督員

※修繕１台毎に提出するものとする。

※受注者は機械受取（発注者→受注者）時に発注者に本書を2部作成の上提出し、機械引渡時（修繕完了時、受注者→発注者）に双方確認の上、引渡年月日等必要事項を記入、各自1通保管する。

様式－６

作業確認調書（プロセス確認用）

令和　　年　　月　　日

下記のとおり、提案・協議いたします。

修繕責任者　　㊞

件名

機械名		規格		管理番号	
整理番号	NO.　　－	期間	月　日　～　月　日		

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	確認・協議結果				
								承諾	中止	追加	変更数量	確認月日
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		
								□	□	□		

打ち合わせ記録簿

様式－６（記載例）

作業確認調書（プロセス確認用）

1台の場合

令和 ○ 年 2 月 10 日
下記の通り、提案・協議いたします。
修繕責任者　受注二郎（記名）㊞

本書は、中間確認時に、実施（承諾）と追加提案（中止・追加・変更数量）の項目、確定額又は概算額を記入し、実施内容について確認・協議記録するものである。
原本は監督員、コピーは受注者が保管し、以降の変更を双方確認記録する。

件名　△△道路事務所維持用機械修繕単価契約

「承諾」への記載 ・・・ 発注書のとおり実施の作業について確認
「中止」「追加」「変更数量」への記載 ・・・ 変更提案・協議に関する作業について確認
※「中止」「追加」「変更数量」の作業内容の確認であり、実施指示は発注書（追加）による

機械名	路面清掃車	規格	4輪ブラシ式	管理番号	○○-○○○○
整理番号	NO. 1 － ①	期間	2 月 5 日 ～ 2 月 19 日		

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	確認・協議結果 承諾	中止	追加	変更数量	確認月日
材料等		グリス	万能	kg	620	5.0	3,100	☑	☐	☐		2/10
材料等		ギヤ油	GL-5	L	600	~~30.0~~	18,000	☐	☐	☐	36	2/10
材料等		不凍液	LLC	L	300	~~2.0~~	600	☐	☐	☐	6	2/10
材料等		計					21,700	☐	☐	☐		
								☐	☐	☐		
労務	本体	12か月点検整備		h		13.5		☑	☐	☐		2/10
労務	本体	フロントまたはリヤ・ブレーキ清掃		h		0.6		☑	☐	☐		↓
労務	本体	エンジン、下廻り洗浄		h		3.4		☑	☐	☐		
労務	本体	フロント及びリア・ハブ・グリス取替（ベアリング・グリス取替含む）		h		1.4		☑	☐	☐		
労務	：	：				：		☑	☐	☐		↓
労務		計		h	6,300	42.0	264,600	☐	☐	☐		
	本体	エアドライヤO/H（乾燥剤取替含む	受注者から提案（中間確認迄の作業を通じて）			1.7		☐	☐	☑		2/10
	作業用	ボトムプレート取替	監督職員から提案（立会確認時等を通じて）			2.0概		☐	☐	☑		2/10
	作業用	○○取替	受注者から追加提案（中間確認後の分解整備等を通じて）			2.0		☐	☐	☑		2/12
追加協議分記入								☐	☐	☐		
								☐	☐	☐		
部品	本体	フロントハブシール	品番の記載不要（概算金額と数量の確認が出来れば良い）	個	1,290	2.0	2,580	☑	☐	☐		2/12
部品	本体	ガスケット		個	680	2.0	1,360	☑	☐	☐		2/12
部品		：						☐	☐	☐		
部品		計					8,940	☐	☐	☐		
	本体	エアドライヤインナキット		式		1	12,500	☐	☐	☑		2/10
	作業用	ボトムプレート取替関係		式		1	200,000概	☐	☐	☑		2/10
	作業用	○○取替関係		式		1	12,000概	☐	☐	☑		2/12
追加協議分記入								☐	☐	☐		
		合計					295,240	☐	☐	☐		

打ち合わせ記録簿

2/10 ボトムプレート取替については、加工修理とした場合の金額と比較の上、後日協議を行う。
2/10 監督員 閑発太郎 工場立会
2/12 ○○部の摩耗による○○取替提案について確認
2/12 監督員 閑発三郎 工場立会

必ず記載する立会確認者の記載

施工工場 ○○自動車整備工場(株)など、必要事項を記載

様式－６（記載例）

作業確認調書（プロセス確認用）

令和 ○ 年 9 月 4 日
下記の通り、提案・協議いたします。
修繕責任者　受注二郎（記名）㊞

複数台の場合

件名　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

機械名	下記の通り	規格	下記の通り	管理番号	下記の通り
整理番号	NO. 50 － ①	期間	9 月 3 日 ～ 9 月 10 日		

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	確認・協議結果 承諾	中止	追加	変更数量	確認月日
25－2000		除雪トラック	１０ｔ級４×４ＩＧ									
労務	本体	タイヤ脱着	６本	h	6,300	4.0	25,200	✔				9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	６本	h	6,300	6.0	37,800	✔				9/4
		計					63,000					
25－2001		除雪トラック	１０ｔ級６×６ＩＧＳ									
労務	本体	タイヤ脱着	１０本	h	6,300	4.0	25,200	✔				9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	１０本	h	6,300	10.0	63,000	✔				9/4
		計					88,200					
25－2002		除雪トラック	１０ｔ級６×６ＩＧＭ									
労務	本体	タイヤ脱着	１０本	h	6,300	4.0	25,200	✔				9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	１０本	h	6,300	10.0	63,000	✔				9/4
		計					88,200					
25－2003		除雪トラック	１０ｔ級６×６ＩＧＭ									
労務	本体	タイヤ脱着	１０本	h	6,300	4.0	25,200	✔				9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	１０本	h	6,300	10.0	63,000	✔				9/4
		計					126,000					
	本体	バルブステム取替	3個	h	6,300	1.5	9,450			✔		9/4
	本体	バルブステム		個	1,000	3	3,000			✔		9/4
		計					12,450					

品番の記載不要
（概算金額と数量の確認が出来れば良い）

追加協議分記入

打ち合わせ記録簿

9/4 ○○部の破損による○○取替提案について確認
9/4 監督員 開発太郎 工場立会

必ず記載する
立会確認者の記載

施工工場 ○○自動車整備工場(株)など、必要事項を記載

様式-7

令和　　年　　月　　日

殿

受注者名

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

自動車修繕等完了届

件名

機械名		規格		管理番号	
整理番号	NO.　　－	修繕実施期間	月　　日　～　　月　　日		

名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要

令和　　年　　月　　日　　上記修繕等の給付の完了を確認したことを認める

検査職員　　~~印~~

様式-7（記入例）

令和 ○ 年 2 月 12 日

完了した月日

支出負担行為担当官
□□開発建設部長　開発　一郎　殿

受注者名　■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。
修繕責任者　○○○○　　確認者　○○○○
TEL：○○－○○○○　　TEL：○○－○○○○

1台の場合

自動車修繕等完了届

件名　◿◿道路事務所維持用機械修繕単価契約

機械名	路面清掃車	規格	4輪ブラシ式	管理番号	○○-○○○○
整理番号	NO. 1 － ①	修繕実施期間	2 月 5 日	～ 2 月 12 日	

名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
材料費						
グリス	万能	kg	620	5.0	3,100	
ギヤ油	GL-5	L	600	30.0	18,000	
不凍液	LLC	L	300	2.0	600	
バッテリー	155G51	個	25,000	1.0	25,000	
材料費計					46,700	
労務費		H	6,300	42.0	264,600	
部品費		式		1.0	4,515	
値引					△ 316.05	部品費の7%
部品費(値引後)					4,198.95	
消費税額					419.8950	部品費(値引後)の10%
部品費計					4,618.8450	
トレーラ輸送費		回	30,000	2.0	60,000	
小計					375,918.8450	
自動車重量税	特殊用途・自家用・1年・13t以下	件		1.0	81,900	
合計					457,818.8450	

契約単価等(材料等単価・労務単価)を記載

1円未満も計算し、切り捨て(切り上げ)しない

令和 ○ 年　2 月　12 日　　上記修繕等の給付の完了を確認したことを認める

検査職員　　開発　検査（記名）　　印

様式-7（記入例）

令和 ○ 年 9 月 10 日
完了した月日

支出負担行為担当官
□□開発建設部長　開発　一郎　殿

受注者名　■■自動車株式会社
代表取締役　受注　一郎　印

複数台の場合

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。
修繕責任者　○○○○　　確認者　○○○○
TEL：○○－○○○○　　TEL：○○－○○○○

自動車修繕等完了届

件名　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

1記入例である

機械名	下記の通り	規格	下記の通り	管理番号	下記の通り
整理番号	NO. 50 － ①	修繕実施期間	9 月 3 日 ～ 9 月 10 日		

名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
労務費		H	6,300	10.0	63,000	除雪トラック25-2100
小計					63,000	
労務費		H	6,300	14.0	88,200	除雪トラック25-2101
小計					88,200	
労務費		H	6,300	14.0	88,200	除雪トラック25-2102
小計					88,200	
労務費		H	6,300	15.5	97,650	除雪トラック25-2103
部品費		式		1.0	3,000	除雪トラック25-2103
値引					△ 210.00	部品費の7%
部品費(値引後)					2,790.00	
消費税額					279.0000	部品費(値引後)の10%
部品費計					3,069.00	
小計					100,719	
合計					340,119.000	

令和 ○ 年　9 月　10 日　　上記修繕等の給付の完了を確認したことを認める

検査職員　　開発　検査（記名）　　印

様式-8

令和　　年　　月　　日

監督職員　　殿

修繕責任者　　~~印~~

自動車修繕等完了届内訳書

件名

機械名		規格		管理番号	
整理番号	NO.	修繕実施期間	月　日　～　月　日		

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要

様式-8（記載例）

令和 ○ 年 2 月 12 日

監督職員　開発　太郎　殿

監督員又は主任監督員

修繕責任者　受注二郎（記名）㊞

1台の場合

自動車修繕等完了届内訳書

件名　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

機械名	路面清掃車	規格	4輪ブラシ式	管理番号	○○-○○○○
整理番号	NO. 1 － ①	修繕実施期間	2 月 5 日	～	2 月 12 日

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
材料等		グリス	万能	kg	620	5.0	3,100	
材料等		ギヤ油	GL-5	L	600	30.0	18,000	
材料等		不凍液	LLC	L	300	2.0	600	
材料等		バッテリー	155G51 （交換物品の処分費含）	個	25,000	1.0	25,000	
材料等		計					46,700	
								工数の根拠を記入
労務	定期点検整備	12か月点検整備		h		20.4		H12貨 点数表P332
労務	点検附加作業	ヘッドライト調整		h		0.4		H12貨 点数表P332
労務		：		h		2.0		協議
労務		：				：		
労務		計		h	6,300	42.0	264,600	
部品	エンジン	ガスケット		個	1,000	4.0	4,000	
部品	作業装置	Oリング		個	515	1.0	515	
部品		：	【種別】 ｴﾝｼﾞﾝ 冷却装置 燃料装置 電気装置 ｸﾗｯﾁ ・ ・ ・					
部品		計					4,515	

様式-8（記載例）

複数台の場合

令和 ○ 年 9 月 10 日

監督職員　開発　太郎　殿

監督員又は主任監督員

修繕責任者　受注二郎（記名）印

自動車修繕等完了届内訳書

件名　⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約

1記入例である

機械名	下記の通り	規格	下記の通り	管理番号	下記の通り
整理番号	NO. 50 － ①	修繕実施期間	9 月 3 日	～	9 月 10 日

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
労務	本体	タイヤ脱着	６本	h		4.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2100協議
労務	本体	タイヤ組み替え	６本	h		6.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2100協議
労務		小計		h	6,300	10.0	63,000	
労務	本体	タイヤ脱着	１０本	h		6.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2101協議
労務	本体	タイヤ組み替え	１０本	h		8.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2101協議
労務		小計		h	6,300	14.0	88,200	
労務	本体	タイヤ脱着	１０本	h		6.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2102協議
労務	本体	タイヤ組み替え	１０本	h		8.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2102協議
労務		小計		h	6,300	14.0	88,200	
労務	本体	タイヤ脱着	１０本	h		6.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2103協議
労務	本体	タイヤ組み替え	１０本	h		8.0		除雪ﾄﾗｯｸ25-2103協議
労務	本体	バルブステム取替	３個	h		1.5		除雪ﾄﾗｯｸ25-2103協議
労務		小計		h	6,300	15.5	97,650	
		計					337,050	
部品	本体	バルブステム	1234－5678	個	1,000	3	3,000	除雪ﾄﾗｯｸ25-2103
		計					3,000	

様式-9

令和　　年　　月　　日

協議書

令和　年　月　日付け契約締結した修繕単価契約について、下記のとおり協議する。

1. 協議事項

上記事項について、協議成立したことを確認する。

監督職員　　印

修繕責任者　　印

様式-9（記入例）

令和 ○ 年 6 月 10 日

協議書

必要時に監督職員と協議のうえ提出すること

令和○年４月１日付け契約締結した⊿⊿道路事務所維持用機械修繕単価契約について、下記のとおり協議する。

機械名は必ず記載する
管理番号や規格などは適宜記載する

1. 協議事項

25－2110　除雪トラック　10t級 6×6 IGS

初回協議（円滑化会議）

・提出書類の確認

⇒定期整備工程表、修繕責任者通知書、緊急時の連絡体制

・実施方法全般についての確認

⇒修繕発注指示方法、機械の引き渡し、鍵の受け渡し、各書類提出方法等

・中間確認及び完了確認実施方法について

⇒整備状況確認業務、遠隔臨場の実施有無

・写真撮影の範囲、頻度、方法について

⇒撮影年度の確認方法含む

・輸送に伴う特殊車両通行申請について

・輸送時の交通安全法令等の遵守について

・夜間休日等、緊急時の指示方法等について

・共通仕様書等の改正箇所等の説明

上記事項について、協議成立したことを確認する。

監督員又は主任監督員

監督職員　　開発　太郎（記名）　　印

修繕責任者　　受注　二郎（記名）　　印

参考様式　記録写真帳

件名：

整理No

	内容
	内容
	内容

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№ 1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-①

内容

下廻り塗装

全景

作業前

内容

下廻り塗装

全景

作業後

内容

【注意事項】

・撮影年度の記録方法・記載事項は、あらかじめ受発注者で協議して決定する。
※記録方法の例：撮影年度を記載したプレートを用いる、カメラ記入機能を利用する

・撮影箇所は発錆が顕著な箇所などを選定する。作業前後は、同じ箇所・同じアングルから撮影のこと。

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№.1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-②

内容

ホッパーカバー修理

作業前

内容

ホッパーカバー修理

作業後

内容

【注意事項】

・撮影年度の記録方法・記載事項は、あらかじめ受発注者で協議して決定する。
《記録方法の例》撮影年度を記載したプレートを用いる、カメラ日付記入機能を利用する

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№.1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-③

内容

オイルパン取替（労務-〇）

作業中

部品の交換時の『作業中』写真は不要

内容

オイルパン取替（労務-〇）

新旧部品

新旧部品を労務名称ごとに並べて撮影するものとする。
写真は極力集約して撮影すること。
（数量や状況の確認可否は問わない。使用した材料全てが網羅された写真を撮影されていれば良い）

内容

オイルパン取替（労務-〇）

新旧部品

・内容欄を利用して様式-8完了届と対応した労務名称と項目番号を記載する

・写真内に部品を判別するための部品名・部品番号記載は不要である。

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№.1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-④

内容

クラッチディスク取替（労務-〇）

作業中

部品の交換時の『作業中』写真は不要

新旧部品を労務名称ごとに並べて撮影するものとする。
写真は極力集約して撮影すること。
（数量や状況の確認可否は問わない。使用した材料全てが網羅された写真を撮影されていれば良い）

・内容欄を利用して様式-8完了届と対応した労務名称と項目番号を記載する

・写真内に部品を判別するための部品名・部品番号記載は不要である。

内容

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№.1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-⑤

内容

ｴﾝｼﾞﾝ及び下廻り洗浄（労務-〇）

作業中

内容

デファレンシャルギヤオイル取替（労務-〇）

作業中

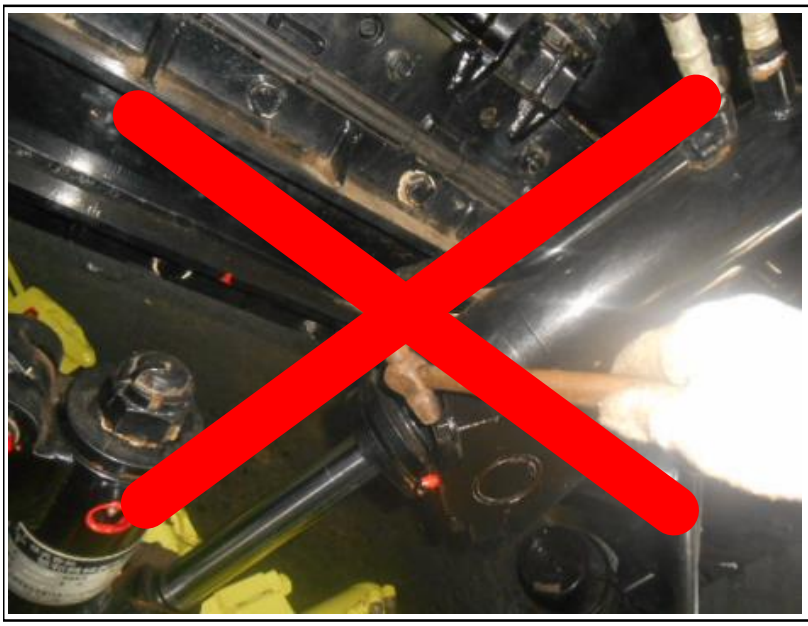

内容

除雪装置点検（労務-〇）

点検中

法定の点検表又は発注者が発注時に指定した点検表で点検記録を作成した場合は、写真による点検作業状況の記録は不要

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№.1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-⑥

内容

取替材料　一式

写真は極力集約して撮影すること。（数量や内容物の確認可否は問わない。使用した材料全てが網羅された写真を撮影すること）

内容

内容

参考様式　記録写真帳

件名：〇〇道路事務所　維持除雪機械修繕

整理№.1-①　除雪トラック〇〇－〇〇〇〇

詳細は、北海道開発局ＨＰ掲載の写真撮

撮影例-⑦

内容

立会状況写真

監督職員が中間・完了確認で立会した場合

（記録写真帳での作業毎の写真整理を省略）

内容

内容

参考様式

令和　　年　　月　　日

主任監督員

殿

住所

氏名　　印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者　　確認者

TEL：　　TEL：

自動車修繕等単価契約に伴う発注書の交付請求について

件名

令和　　年　　月　　日付けで口頭指示により修繕の依頼がありました下記の内容について、自動車修繕等単価契約書第２条第２項に定める期間内に発注書の交付を受けていませんので、請求します。

口頭指示者　　監督員

口頭指示内容

参考様式

【記入例】

令和　　年　　月　　日

主任監督員

殿

〇〇市〇〇町〇〇－〇〇
(株)〇〇自動車修理工場
代表取締役　〇〇　〇〇　　印
※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者（修繕責任者の上司等）の氏名・連絡先を記載する。
修繕責任者　〇〇〇〇　　確認者　〇〇〇〇
TEL：〇〇－〇〇〇〇　　TEL：〇〇－〇〇〇〇

自動車修繕等単価契約に伴う発注書の交付請求について

件名　　〇〇〇〇〇〇〇〇

令和　　年　　月　　日付けで口頭指示により修繕の依頼がありました下記の内容について、自動車修繕等単価契約書第２条第２項に定める期間内に発注書の交付を受けていませんので、請求します。

口頭指示者　　監督員　〇〇　〇〇

口頭指示内容　　・〇〇〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇〇〇〇〇

別紙1

機械分類一覧

分類1	分類2	分類3	機械名
事業用機械	自動車類	維持	パトロールカー
			警報車
			ボートトレーラ
			作業車
			標識車
			散水車
			路面清掃車
			草刈車
			側溝清掃車
			排水管清掃車
			トンネル清掃車
			トンネル点検車
			汚泥処理車
			落石処理車
			橋梁点検車
		除雪	除雪トラック
			凍結防止剤散布車
		災害対策	排水ポンプ車（ユニット含む）
			照明車
			衛星通信車
			小形無人ヘリコプター（移動操作車）
			多目的支援車
			対策本部車
			待機支援車
	特殊機械類	維持	草刈機
			汚泥処理装置(懸垂式)
		除雪	凍結防止剤散布装置
		災害対策	ポンプ自走装置
			排水ポンプ設置支援ユニット
			土のう造成機
			分解組立型バックホウ
			簡易遠隔操縦装置（バックホウ用）
			フォークリフト
	建設機械類	除雪	除雪グレーダ
			除雪ドーザ
			ロータリ除雪車
			小形除雪車
一般車両	自動車類	連絡用	乗用自動車
			連絡車
			作業車（トラック以外）